令和6年度 八頭町体育協会表彰

令和6年度八頭町体育協会（会長　北本孝之）表彰の受賞者が決定しました。
この賞は、体育の振興に顕著な成績をあげた町内関係者に贈られるもので、スポーツ賞（個人）26名、（団体）12団体の総勢74名の方が表彰されました。
今後ますますのご活躍を期待いたします。
受賞された方は次のとおりです。（敬称略）

スポーツ賞（個人）

〈陸上競技〉
花木陽一郎（才代）
奥田　瑛太（八頭中学校）
德永　哩久（八頭中学校）
垣田　康亮（八頭中学校）
廣田　詠亮（八頭中学校）
大坪　優成（八頭中学校）
田村　季子（八頭中学校）

〈柔道競技〉
青木亜朱那（八頭中学校）
田中　逢二（八頭中学校）
浦林　玲皇（八頭中学校）
小出　陸人（郡家西小学校）
林　未音（郡家西小学校）

〈水泳競技〉
岸野　勝矢（東）
北本　圭一（東）
武田　育（八頭中学校）
德尾　光希（八頭中学校）
山本　諒（八頭中学校）
伊藤　煌隆（八頭中学校）
加藤　郁乃（八頭中学校）
木下　鈴乃（八頭中学校）
中西　郁乃（八頭中学校）
山田　大雅（八頭中学校）
山根　帆高（八頭中学校）
山本　栞奈（八頭中学校）
横木　輝憲（八頭中学校）
中田　志和（八頭中学校）

スポーツ賞（団体）

〈陸上競技〉
八頭中学校陸上部男子
山本　鉄生・衣笠伸乃助
岸本　昂大・岩成　結音

〈卓球競技〉
八頭中学校男子卓球部
米原　綺人・岡村　颯斗
伊藤　留乃・田中　昌也
岸田　蓮右・内藤　大翔
倉持　陽向・石場　瑞樹
八頭中学校女子卓球部
山﨑　希望・谷口　紘菜
田中　奈美・岩城　有花
中田　稔々・山口　和香
谷口　未紘・中山　來瑠

〈柔道競技〉
八頭中学校男子柔道部
浦林　玲皇・青木亜朱那
田中　逢二
郡家柔道クラブ
小出　陽路・小出　陸人
木村奏那乃・田中　琥大
小倉陽菜乃

〈水泳競技〉
八頭中学校男子水泳部フリーリレーチーム
德尾　光希・岸野　颯仁
山本　諒・伊藤　煌隆
八頭中学校男子水泳部メドレーリレーチーム
德尾　光希・岸野　颯仁
山本　諒・山根　帆高
八頭中学校女子水泳部フリーリレーチーム
武田　育・加藤　郁乃
垣田　陽向・寺島　実果
八頭中学校女子水泳部メドレーリレーチーム
加藤　郁乃・杉本　琴音
寺島　実果・垣田　陽向
八頭中学校男子水泳部
八頭中学校女子水泳部

受賞した八頭中学校女子卓球部のみなさん

児童手当の制度改正による申請はお済みですか？ 今月末が経過措置分の申請期限です！

令和6年10月（12月支給分）から児童手当制度が改正され、一部の方は新たに申請が必要です。

申請が必要な方

・所得上限超過により令和６年９月分の児童手当を受給していない方
・末子が高校生年代で令和６年９月分の児童手当を受給していない方
・令和６年９月分の児童手当を受給中で、大学生年代以下の子どもが３人以上いる方

【高校生年代・大学生年代の定義】

・高校生年代：平成18年４月２日～平成21年４月１日生まれの方
・大学生年代：平成14年４月２日～平成18年４月１日生まれで、経済的負担（学費や生活費の支援など）がある方

申請期限について

経過措置として令和6年10月分からの手当を遡って支給します。対象となる方は、**令和7年3月31日まで**に手続きをお取りください。

令和7年4月1日以降に申請した場合は、申請月の翌月からの支給となりますのでご注意ください。詳しくは町民課までお尋ねください。

問い合わせ　町民課　☎76-0211
ページID　0010947

犬の飼い方と飼い主のマナーについて

人と犬が共に仲良く暮らすためには、犬へのしっかりとしたしつけとご近所への配慮が大切です。ルールやマナーを守り、他人に迷惑をかけないよう心がけましょう。

1. フン尿の後始末を必ず行いましょう

道路や公園、他人の土地に犬のフンが放置され、後始末がされていないという声が多く寄せられます。フンの放置は不衛生で不快感を与えます。飼い主として、必ず後始末をし、排尿した場合は水で洗い流すなど、周囲に配慮をしましょう。

2. 犬の放し飼いはやめましょう

犬は、固定したものに鎖等で繋ぐか、柵や檻の中で飼うようにしましょう。散歩時には必ずリード等を装着してください。

問い合わせ　町民課　☎76-0211

お知らせ

令和6年度住民税非課税世帯 物価高騰対策給付金のご案内

低所得者支援のため、令和６年度の住民税非課税世帯へ１世帯あたり３万円の給付金を支給します。また、18歳以下の子ども１人あたり２万円を加算支給します。

支給対象

令和６年12月13日現在 で八頭町に住民登録がある住民税非課税世帯

ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外です

①世帯全員が令和６年度住民税課税者に扶養等されている場合
②世帯員のうち、住民税課税となるような所得があるのに未申告である者がいる場合

手続き方法

対象者には3月中旬頃に町から書類を送付します。詳細は送付された書類および町ホームページをご確認ください。

⚠ 給付金詐欺にご注意！
手続きでATMの操作や手数料の支払いを求めることはありません。不審な連絡にはご注意ください。

問い合わせ　福祉課　72-3581

下水道使用料の減免について

一般家庭の下水道使用料は、基本料金2,129円 ＋ 世帯人数1人あたり407円（毎月１日現在の住民基本台帳）＋ 消費税相当額 となっていますが、住所移転をしないまま障がい者施設や高齢者福祉施設などに入所している方がいる世帯は、減免申請により1人あたり407円が減額される場合があります。（住民票を異動しない転居や入院等の場合は除く）

現在減免を受けている世帯へ

２月下旬に「減免継続届出書」を郵送しています。引き続き減免を受けるには更新手続きが必要です。お忘れのないよう手続きをお取りください。

問い合わせ　上下水道課　72-3973